明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二十二条の七十四第一項第二号ロ中「及び同項第三号」を「、同項第三号に規定する比較対象取引、同項第四号に規定する比較対象取引及び同項第五号」に、「第三十九条の百十二第七項第四号」を「第三十九条の百十二第七項第六号」に改め、同号ハ中「及び同項第三号」を「、同項第三号に規定する必要な調整、同項第四号に規定する必要な調整及び同項第五号」に、「第三十九条の百十二第七項第四号」を「第三十九条の百十二第七項第六号」に改める。

第二十二条の七十七の見出しを「（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）」に改める。

第二十二条の七十七の二第一項及び第二項中「第三十九条の百二十二の二第一項」を「第三十九条の百二十二の三第一項」に改める。

第三章中第二十二条の八十一を第二十二条の八十二とし、第二十二条の八十を第二十二条の八十一とし、第二十二条の七十九の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第二十二条の八十　法第六十八条の百二の三第一項の規定によりみなして適用する法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項及び第三十三条第四項の規定を適用する場合の同法第二十五条第五項及び第三十三条第七項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第八条の六第三項第二号及び第二十二条の二第二号の規定の適用については、同項第二号ロ中「計画書（」とあるのは「計画書（租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四の二第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えられた令第二十四条の二第一項第三号（ロにおいて「読替え後の令第二十四条の二第一項第三号」という。）に規定する再生債権が再建計画の定めるところにより読替え後の令第二十四条の二第一項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定投資事業有限責任組合契約によつて成立する投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地並びに当該再生債権を有する者の氏名又は名称の記載」と、「同項第三号」とあるのは「読替え後の令第二十四条の二第一項第三号」と、「者の氏名又は名称、当該債務免除等をする者ごと」とあるのは「当該特定投資事業有限責任組合契約を締結している者」と、「及び当該金額」とあるのは「の合計額、当該再生債権がその組合財産となる時において当該再生債権の対価として取得する金銭の額及び金銭以外の資産の価額並びにこれらの金額」とする。

2　法第六十八条の百二の三第一項の規定によりみなして適用する法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を適用する場合の同条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号ロ⑶中「含む」とあるのは「含み、⑵に規定する免除を受けた債務に係る債権が租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産であつた場合における当該特定投資事業有限責任組合契約を締結している者を除く」と、「所在地」とあるのは「所在地又は当該特定投資事業有限責任組合契約によつて成立する投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の名称及び事務所の所在地」とする。

第二十三条の二の二第一項中「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第十条第一号」を「第三十六条第一号」に改める。

第二十三条の五の二の次に次の一条を加える。

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第二十三条の五の三　施行令第四十条の四の三第二項に規定する受益証券であつて財務省令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）の受益証券とする。

2　施行令第四十条の四の三第六項第一号に規定する保育所に類するものとして財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援を行う事業に限る。）が行われる施設

二　児童福祉法第三十四条の十五第一項に規定する家庭的保育事業が行われる施設

三　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十条第一号イに規定する児童の保育に関する事業であつて市町村が必要と認めるものが行われる施設

四　児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める事項に該当するもの

3　施行令第四十条の四の三第六項第三号に規定する財務省令で定める教育施設は、外国において外国の学校教育制度により位置付けられた教育施設その他の教育施設であつて文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

4　法第七十条の二の二第二項第二号ロに規定する財務省令で定める預金又は貯金に係る契約は、次に掲げるものとする。

一　普通預金（普通貯金を含む。）又は貯蓄預金（貯蓄貯金を含む。）に係る契約

二　定期預金（定期貯金を含む。）又は通知預金（通知貯金を含む。）に係る契約

5　法第七十条の二の二第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第七十条の二の二第二項第二号に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　施行令第四十条の四の三第三項第六号に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の氏名、住所又は居所及び前号の受贈者との続柄

三　前号の贈与者からの信託又は書面による贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得をした法第七十条の二の二第一項に規定する信託受益権（以下この条において「信託受益権」という。）、金銭又は同項に規定する金銭等（以下この条において「金銭等」という。）の価額及び当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち同項の規定の適用を受けようとする価額

四　第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得をした場合にあつては、当該取得の年月日

五　法第七十条の二の二第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項に規定する営業所等（以下この条において「取扱金融機関の営業所等」という。）の名称及び所在地

六　第一号の受贈者が施行令第四十条の四の三第三項第五号に規定する教育資金非課税申告書等（以下この条において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出したことがある場合にあつては、当該教育資金非課税申告書等に記載した法第七十条の二の二第二項第四号に規定する非課税拠出額（以下この条において「非課税拠出額」という。）並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該教育資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

七　その他参考となるべき事項

6　法第七十条の二の二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　受贈者の氏名、住所又は居所及び生年月日

二　贈与者の氏名、住所又は居所及び前号の受贈者との続柄

三　前号の贈与者からの信託又は書面による贈与により新たに取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額及び当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち新たに法第七十条の二の二第一項の規定の適用を受けようとする価額

四　第二号の贈与者からの書面による贈与により金銭等の取得をした場合にあつては、当該取得の年月日

五　第一号の受贈者が既に提出した教育資金非課税申告書等に記載した非課税拠出額並びに取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地並びに当該教育資金非課税申告書等を提出した税務署の名称

六　その他参考となるべき事項